

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成19年3月30日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマダ電機テックランド大河原店

柴田郡大河原町字新東26番地16 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

仙南ハウス産業株式会社 代表取締役 八重樫 義男

柴田郡大河原町字新南34番地の5

3 市町村の意見の概要

- (1) 誘導経路となっている町道中部2号線は通学路になっていることから、周辺道路や交差点についても、交通安全には十分な対策を講じられたい。また、交通混雑が予想される日には、駐車場入口及び周辺道路に交通整理員を配置するなどして、路上駐車を防ぐなど、歩行者・自転車の安全確保、車両の円滑な通行の確保に努められたい。特に、敷地北側交差点と出店計画地の南西側交差点付近については、十分な交通安全対策を講じられたい。
- (2) 騒音について、付近には住宅もあることから、「駐車中はエンジン停止」を促す表示をするなど、適切な対策を講じられたい。特に夜間においては、より一層の対策に努められたい。
- (3) 廃棄物の管理について、ごみの減量化とリサイクルの促進に努められるとともに、定期的に周辺の清掃活動を実施し、環境保全に努められたい。
- (4) 青少年非行防止について、営業時間中はもとより営業時間外においても、十分な対策を講じ、犯罪・事故防止に努められたい。特に、建物1階の駐車場については、青少年の溜まり場にならないよう、常に巡回し、利用時間外は出入口を閉鎖するなどの対策を講じられたい。また、万引き防止についても、十分な対策を講じられたい。
- (5) 町並びに町内会の行事等（一斉清掃、イベント等）には、積極的に協力されたい。

4 地域住民等の意見の概要

なし

5 縦覧場所

宮城県産業経済部食産業・商業振興課、宮城県県政情報センター、大河原地方県政情報コーナー及び大河原町役場

6 縦覧期間

平成19年3月30日から平成19年5月1日まで(ただし、閉庁日を除く。)